



書面添付制度のご案内

最新の意見聴取の実績より

☆書面添付制度とは？

税理士が法人税などの申告書を作成する際に「計算・整理したこと」「納税者から相談があったこと」を書類にまとめて記載し、申告書に添えて税務署に提出する制度です。この書類が添付されている場合、税務署は税務調査を実施する前に、税理士に対して意見を述べる機会（意見聴取）を与えなければならないとされています。

北野会計事務所では、書面添付制度を導入される場合、別途料金（月額 20,000 円）が発生します。ただし、意見聴取後に税務調査に至った場合について、通常であれば発生する立会料や修正申告等に対する手数料は、法人税や所得税では原則いただいておりません。

☆書面添付制度を導入していると絶対に税務調査に入られないか？

残念ながら「絶対に大丈夫です」とは申し上げられません。しかし、税務署では税務調査効率化の観点から、書面添付制度を積極的に活用する傾向にあります。意見聴取で不明点が解消されれば、実地調査に移行する可能性は低くなります。書面添付制度を導入して、事前に会計処理の状況を開示し、申告書の信用を高めることをお勧めいたします。

☆北野会計事務所の書面添付

書面添付制度を導入されたお客様に対して、税務署から意見聴取を受けたのは数回程度です。その際、税務署側から、弊所の書面添付について以下のような話がありました。

①「ここまで詳細な書面添付の記載だと、税務署側は調査対象から外したい印象となる」

書面添付制度は、単に書面を添付すればいいと言うものではありません。中には内容がほとんどなく、単に書面添付制度を利用した事実だけを残すような書面の提出が時々あるようです。

一方、北野会計事務所の書面添付は、毎月の会計処理と一緒に会計内容の大きな変動や、お客様からの質問事項とそれに対する回答、そして実際どのようにしたかなど、税務署側からの疑問点や確認したいと思われる事項について事細かに整理し、記載しています（そのため、月額報酬にプラス 20,000 円させていただいています）。弊所の書面添付制度の精度はおそらく高いであろうと自負しておりましたが、数多くの書面添付を目にする調査官からこのような話があったことで、一つの実証になったのではないかと考えています。



②「確認したい事項は最初から絞られる」

日頃から内容を精査した書面添付を提出しているため、大まかな内容を把握できる税務署側からすると、確認したい事項は絞られます。したがって、意見聴取の場でも形式的な質問と本題の確認のみとなりますので、聴取される時間も短くなることが多いです（場合によっては 1 時間もかかりません）。本題の確認事項がクリアになれば、そこで調査は終了となります。

一方、税務調査となると領収書や帳簿など網羅的に細かいところまで確認されるため、税務署の職員が会社やご自宅に来て、1~2 日は滞在することとなります。立ち会いは弊社でも行いますが、資料の準備や税務署職員が滞在することへのストレスなどの負担がかかってしまいます（なお、立会料や修正申告の弊社報酬は別途いただいております）。

弊所では、書面添付制度の導入することで税務調査の負担軽減の可能性が高くなるため、ぜひご利用をお勧めしたいと考えています。書面添付制度に関するご質問、ご相談がある場合は、窓口担当者までお問い合わせください。

～北野会計事務所では、税務調査ゼロの実現を目指して『書面添付制度』の導入を推進しております～

(文責 橋本 明日香)